



議会報

ならは



高久第8仮設住宅からいわき公園に続く坂道の桜並木

■ 平成27年3月定例会 3/10(火)～13(金)

- ▶ 平成27年3月定例会……………1～3ページ
- ▶ 請願事件について……………4ページ
- ▶ 福島第一原子力発電所の
汚染水流出問題に対する決議……………5ページ
- ▶ 町政諸般報告……………6ページ
- ▶ 町政を問う【一般質問】……………7～16ページ
- ▶ 臨時議会……………17ページ
- ▶ 要望回答……………18～19ページ
- ▶ 全員協議会……………20～22ページ
- ▶ 委員会のうごき……………23～25ページ
- ▶ 議会の活動等について……………26ページ

平成27年
第168号
5月1日
発行

平成27年3月

平成27年度一般会計予算を

提出された、議案34件、同意1件、決議文1件、請願1件の計37件の案件については、慎重に審議された結果、原案どおり可決・同意されました。

条例の制定・改正

平成27年度檜葉町東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定

昨年度に引き続き、個人町民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税並びに介護保険料を減免するため。【全員賛成：可決】

檜葉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める必要があるため。【賛成全員：可決】

檜葉町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定

介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定めるため。【賛成全員：可決】

檜葉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定

介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるため。【賛成全員：可決】

檜葉町森林環境交付金基金条例の制定

森林環境学習活動が困難である現状から、福島県森林環境交付金を小・中学生を対象とした森林環境学習及び森林整備事業の財源として積み立てるための檜葉町森林環境交付金基金を設置するため。【賛成全員：可決】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係条例を整備するため。【賛成全員：可決】

檜葉町課設置条例の改正

震災及び原子力災害からの復興を効率的に進める必要があることから、本町の行政組織の一部を見直すため。【賛成全員：可決】

檜葉町長等の給与の特例に関する条例の改正

昨年度から引き続き檜葉町長等の給与の特例期間の延長のため。【賛成全員：可決】

檜葉町職員の給与に関する条例の改正

福島県人事委員会より職員の給与等に関する勧告により、職員の給料月額、勤勉手当の支給割合等について改定を行うため。【賛成全員：可決】

一般職の非常勤職員の任用等に関する条例の改正

現状を鑑み、一般職の非常勤職員に対し広範囲に及び通勤実態に応じた通勤手当を支給するため。【賛成全員：可決】

檜葉町行政手続条例等の改正

行政手続法の一部を改正する法律施行に伴い、行政指導に関する手続等について関係条例を整備する必ため。【賛成全員：可決】

檜葉町介護保険条例の改正

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に基づく介護予防・日常生活支援総合事業等の実施について規定するため。【賛成全員：可決】

檜葉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするため。【賛成全員：可決】

檜葉町道路占用料徴収条例の改正

福島県道路占用料徴収条例の改正に伴い、道路占用料等について所要の改正をするため。【賛成全員：可決】

檜葉町下水道条例の改正

下水道法施行令の一部改正に伴い、水質基準等について所要の改正をするため。【賛成全員：可決】

檜葉町立こども園条例の改正

子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正をするため。【賛成全員：可決】

檜葉町議会定例会

含む37案件が議決されました。

— 震災から4年、犠牲者を悼み黙祷 —

平成27年3月11日、東日本大震災から4年が経過するこの日、3月檜葉町議会定例会に出席した、議員並びに町長、町執行部などにより、犠牲になられた方々を悼み1分間の黙祷が捧げられました。

犠牲になられた方々に対し、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



檜葉町副町長の選任

- ▽氏名 大和田 賢司 氏
- ▽住所 檜葉町大字下小埜字町28番地
- ▽任期 平成27年4月1日から4年間
【賛成全員：同意】

指定管理者の指定

檜葉町サイクリングターミナルの運営管理
ならは天神岬温泉しおかぜ荘の運営管理
道の駅ならはの指定管理

《指定管理者》 檜葉町北田字上ノ原番地の29
財団法人 檜葉町振興公社【賛成全員：可決】

土地の取得

防災・医療・教育・観光多機能拠点整備事業用地

- ▽所 在 檜葉町大字山田岡字小堤地内ほか5筆
- ▽総 面 積 36,537㎡（地目：山林・原野）
- ▽立 木 等 10,748本
- ▽予定価格 土 地：5,845万9,200円
立木等： 984万4,708円
【賛成全員：可決】

竜田駅東側整備事業用地

- ▽所 在 檜葉町大字井出字堂ノ前地内ほか68筆
- ▽総 面 積 67,775㎡（地目：田・畑・原野）
- ▽予定価格 土地：2億176万3,700円
【賛成全員：可決】

工事請負契約の変更

工事請負契約の変更

総合グラウンド災害復旧工事の契約額増額変更
【賛成全員：可決】

▽変更後 9,306万360円(774万360円の増額)

平成26年度補正予算

【一般会計予算（第7号）】

予算総額から9億6,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ129億3,980万円とする。【賛成全員：可決】

【国民健康保険特別会計（第3号）】

予算総額から3,323万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ18億8,642万8,000円とする。【賛成全員：可決】

【下水道特別会計予算（第5号）】

予算総額から2,617万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8億100万円とする。【賛成全員：可決】

【住宅用地造成特別会計予算（第2号）】

予算総額に3,129万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3,559万1,000円とする。【賛成全員：可決】

【介護保険特別会計予算（第3号）】

予算総額から1,988万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ9億2,557万2,000円とする。【賛成全員：可決】

【後期高齢者医療特別会計予算（第2号）】

予算総額から152万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,348万円とする。【賛成全員：可決】

＝ 平成27年度当初予算 ＝

檜葉町では社会保障関係経費の増加や補助金の常態化等による財政の硬直化や震災・原発事故による税収等の減少に伴い、自主財源の確保が厳しい状況にあります。

また、国の財源フレームである集中復興期間の最終年度を迎えるに当たり、財政見通しはより一層厳しいものとなっています。

平成27年度においては、以上のことに留意しつつ、「新生ならば」の創造のために必要な施策に、限られた財源を有効かつ重点的に配分する予算編成を行うこととしました。【賛成全員：可決】

【檜葉町一般会計予算】

≪歳入・歳出予算総額≫

200億3,200万円

≪前年比≫

88億3,300万円（78.9%）の増

≪うち自主財源：町税等≫

66億5,068万3,000円（全体の33.2%）

≪うち依存財源：国県支出県等≫

133億8,131万7,000円（全体の66.8%）

◆主な事業

竜田駅東側整備事業、コンパクトタウン整備事業、木戸川取水施設復旧事業、天神岬スポーツ公園整備事業防犯灯整備事業、防犯カメラ設置事業、きずな再生電子回覧板事業、雇用創出事業、（仮称）ならばスマートIC整備事業、小・中学校太陽光発電設備整備、農地・農業用施設・消防屯所・デイサービスセンターやまゆり荘復旧、中学校グラウンド整備工事、自家用飲料水安全対策事業、災害公営住宅整備事業、防災集団移転事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、など。

【国民健康保険特別会計予算】

≪予算総額≫ 15億1,490万円

≪前年比≫ 2億7,643万9,000円の増

◆主な事業

一般被保険者療養給付費：10億7,922万円、後期高齢者支援金：1億7,337万7千円、保険財政共同安定化事業拠出金：3億3,993万7千円など。

【介護保険特別会計予算】

≪予算総額≫ 9億5,777万4,000円

≪前年比≫ 7,127万4,000円の増

◆主な事業

介護サービス等諸費：7億3,837万7千円、利用者負担軽減支援事業：8,262万9千円など。

【後期高齢者医療特別会計予算】

≪予算総額≫ 2,503万円

≪前年比≫ 103万円の増

◆主な事業

後期高齢者医療広域連合給付金：2,043万5千円など。

【下水道事業特別会計予算】

≪予算総額≫ 8億980万円

≪前年比≫ 4億6,290万円の増

◆主な事業

工事請負費（管渠・管路）：4億6,578万3千円、施設管理委託料：6,333万7千円など。

【住宅用地造成事業特別会計予算】

≪予算総額≫ 280万6,000円

≪前年比≫ 46万9,000円の減

◆主に予備費：246万円など。

起立により採決



請願事件について

《請願の趣旨》

檜葉の住民は未だに未来の見えない放射能汚染とそれに伴う様々な不安要因を前に日ごと、故郷に戻る希望を失いつつあり、特に若年層や小さい子供を抱える人達が、故郷に帰ることをためらっている。

檜葉町の本当の復興を考えると、子供が安心して暮らせる環境が整わなければ、真の復興は望めないため、要望書を政府及び関係機関へ提出いただきたく請願する。

《請願者》

檜葉町一歩会 代表 新妻敏夫・副代表 森田省一

《付託委員会（経済福祉常任委員会）による審査意見》

本請願について審査した結果、子供たちや町民の放射線に対する不安について、安心して暮らせる環境を求める請願の趣旨に鑑み、本請願事件について採択するものとした。

《要望書の提出》

本請願の採択を受け、下記により要望書を提出しました。

- ◆提出先 内閣総理大臣・厚生労働大臣・文部科学大臣・環境大臣・国土交通大臣・経済産業大臣・復興大臣・農林水産大臣・衆議院議長・参議院議長、東京電力(株)
- ◆提出日 平成27年3月19日 提出

政府の避難指示解除に関する要望書

《要望の趣旨》

東日本大震災に続く東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による避難から、既に5年目を迎えることとなった。

しかし、檜葉町民は、未だ未来の見えないなか、様々な不安を前に日を追うごとに、故郷に戻る希望を失いつつある。

特に若年層や小さい子供を抱える人たちが、放射能に汚染されてしまった故郷に帰ることにためらいを持っているのが現状である。

檜葉町の本当の復興を考えると、子供が安心して暮らせる環境を整えることこそが真の復興に繋がるものとする。

政府においては、子供が安心して暮らせる環境の整備と町民の不安解消のための政策を実施し、避難指示解除並びに帰還を進めるべきである。

以上のことを踏まえ、下記事項について要望する。

記

1. 2011年3月11日以降、1か月以上にわたる療養（通院・入院）の疾病に対しては、医療費の無償化を実施すること。
2. 事故当時18歳未満だった人たちについては、半年に一度の定期的健康診断を継続して行うこと。
3. 木戸ダム湖底の除染を実施すること。
4. 生活圏域で、汚染山林の除染と、ホットスポットと言われる汚染地の再除染を行うこと。
5. 沼・堤の除染を行うこと。
6. 除染で出た汚染物質の仮置き場の早期解消を図ること。
7. 東京電力(株)福島第一原子力発電所廃炉作業による放射性物質放出を常時公開すること。
8. 追加被ばく線量は、年1ミリシーベルトという基準の変更はしないこと。
9. 東京電力(株)福島第二原子力発電所を廃炉にすること。

以上

平成27年3月19日

福島県檜葉町議会議長

福島第一原子力発電所の 汚染水流出問題に対する決議

東京電力(株)福島第一原子力発電所における、度重なる汚染水量出問題について、東京電力(株)に対し
楡葉町議会として抗議の意を示すため、下記について決議し、東京電力(株)へ提出しました。



楡葉町いわき出張所谷川瀬分室にて東電に手渡しました

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の 汚染水流出問題に対する決議

東京電力株式会社に対しては、従前より福島第一原子力発電所における度重なる高濃度放射性物質を含む汚染水流出の問題について、安全な対策を図るよう強く求めてきたところである。

しかしながら、昨年4月に構内排水路を経由し、港湾外へ流出しているという前兆を把握していたにも関わらず、丁寧な説明をしてこなかったこと。さらには、本年2月にも新たな場所から構内排水路を経由して、高濃度の汚染水が港湾内に流出したことは、誠に遺憾である。

汚染水を始めとする原子力発電所の安全確保は、本町の復興の大前提となるものであり、このような事態を招いたことは、帰還しようとする町民の信頼をさらに裏切る行為以外のなにものでもない。

よって、本町議会は、東京電力株式会社に対し、厳重に抗議するとともに、情報の迅速な公表と丁寧な説明、早急な原因究明と確実な再発防止策を講ずるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成27年3月23日

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己 様

福島県楡葉町議会

= 町政諸般報告 =

3月定例会においては、下記の内容について町政報告がありました。

報告 1

【平成27年榿葉町成人式】

1月11日、榿葉小・中学校仮設校舎体育館において、対象者103名中、81名が出席のもと開催。成人代表の楠紳太郎さんから、「震災を経験し人々の優しさを学んだ私たちだからこそ、町復興の力となること、そして地域社会のために役立つ人間になりたい。」と誓いが述べられました。

報告 2

【榿葉中学校改築工事】

震災により工事が中断していた榿葉中学校校舎改築工事について、平成27年2月末で校舎等が完成となりました。平成27年度には、グラウンド整備や太陽光発電設備の設置を計画しています。

報告 3

【榿葉町新春交歓会】

震災後2回目となる新春交歓会は、2月1日にワシントンホテル椿山荘にて町行政関係機関の委員や商工会加盟事業者等、約150名が出席し開催。出席者一同新春の喜びと復興に向けての誓いを新たにしました。

報告 4

【自家用飲料水安全確保対策事業】

沢水・湧水・浅井戸を飲料水として利用している町民の放射性物質に対する不安を払拭するため、該当する世帯に対し町から補助金を交付する事業です。平成27年2月2日から受け付けを開始しています。

報告 5

【榿葉町除染検証委員会】

町において専門的見地から分析・検証することを目的として、榿葉町除染検証委員会を設置。平成27年3月5日に第2次報告書をまとめていただきました。主な意言として「除染効果は着実にあらわれているが、引き続き丁寧なモニタリングとフォローアップ除染を必要に応じて実施すべきである。」「木戸ダムの底に沈着した放射性物質に対して長期的な技術革新による抜本的対策についても検討すべきであるが、当面の対策としての浄水に対する24時間モニタリングシステムについては評価できる。」「環境回復には長い時間が必要と思われるが、全てが回復しないと帰還できないのではなく、住民が帰還し、生活を営みながら地産地消の榿葉町を目指すことが期待される。」とされました。

報告 6

【町政懇談会】

平成26年度2回目となる町政懇談会は、平成27年1月25日から3月1日までの間、計27回開催し、691名の町民にご出席いただきました。

今回の懇談会では、帰町についての町の考え方やフォローアップ除染、飲料水の安全性、防犯に関すること等に対し、多くのご意見・ご要望をいただきました。

いただいたご意見・ご要望は要望書に取りまとめ、去る3月4～5日、関係省庁に対し要望活動をおこないました。

懇談会については、今後も引き続き、開催していきます。



◆高齢者にやさしい町づくりについて

問 帰町する人の人口割合は、どうなっているか。

答 (町長) 平成26年10月の住民意向調査では、解除後、すぐに戻るが9.6%、条件が整えば戻るが36.1%、戻るまでの期間としては、1年以内が37%、3年以内が37.2%であった。年代別では、20代以下24.3%、30代25.6%、40代27.2%と低い割合である一方、50代44.2%、60代50%、70代以上54.8%と年齢層が上がるにつれ、帰還の意向が高くなる結果であった。

問 意向調査を見ると、保健、医療、福祉、病院の再開が結果に反映されており、年齢別には高齢者が多くなる結果となっている。帰町後の高齢者ケアをどのように考えているか。

答 (町長) 第6期檜葉町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、地域包括ケアシステム構築に向け、保健、福祉、医療サービス提供時の連携や年齢を問わず高齢者を支える側としての役割を担う意識の醸成、地

域ケア会議の体制構築、地域包括支援センターの機能強化、高齢者の社会参加の推進、地域の見守りネットワークの構築等の取り組みを盛り込んでいる。

問 在宅医療や健康寺子屋、地域コミュニティ介護事業等の再開はどのように進んでいるか。

答 (住民福祉課長) 在宅医療については、診療機関等と今後協議を進めたい。健康寺子屋等については、従前実施していた事業を再開する予定。

問 高齢者世帯の夜間対応は。

答 (町長) 社会福祉協議会より、緊急事態を自動的に受信センター等に通報する緊急通報装置を貸与。また、夜間を問わず、家族等と連絡できるよう要支援者台帳の整備、見回り相談体制の充実強化を図る予定。今後、町近隣医療機関で初期救急対応ができるよう、体制構築整備に取り組んでいく。

問 町介護職員何か。また、その職員の帰町は。

答 (町長) 社会福祉協議会所属の介護職員は17名、また、資格取得者は町で把握できる範囲で17名。帰町意向については把握していない。

問 介護職員の増員が急務、資格取得の補助制度を作るべきと考えるが。

答 (町長) 町主催の研修会を開き、介護職員の増員を積極的に進めており、この研修による資格取得者は17名となっている。また、社会福祉協議会では、県外の福祉介護人材に対する奨学金事業等、県外からの介護施設

等就労希望者を支援する取り組みを行っている。

問 有料老人ホーム・グループホーム等の施設を誘致し、双葉郡はもとより県内外から高齢者に集ってもらい、日本一を目指した「老人福祉の町」を考えてはどうか。

答 (町長) 10年後、20年後の町の姿を見据え、若者が居住地として選択していただけるような施策を推進するとともに、高齢者向けの住環境の整備、在宅医療、福祉の充実の一層の強化を図り、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるような施策を推進してまいりたい。

◆追加被ばく線量について

問 特例宿泊による被ばく線量は。また、以前の特例宿泊と比較した結果は。

答 (町長) 全体の72%に当たる31名が年換算1mSv未満、23%に当たる10名が2mSv以下、一番多い方で4.3mSv。以前と比べ1mSv未満の割合が多い結果。

問 町内勤務職員の被ばく線量の管理は。

答 (町長) 町内勤務職員からは積算線量計を毎月回収、最大で0.79mSvという結果。

問 放射線管理の観点から健康手帳を発行すべきと考えるが。

答 (町長) 平成27年度に情報やその他の健康情報を自己管理できる手帳を発行することを計画している。



◆帰町時期の判断について

避難指示の解除には、町民が帰還可能な状況に至っているかが重要。そこで、次のことについて伺いたい。

問 安心できる生活環境が回復しているか。

答 (町長) 除染、飲料水や食品安全、防災対策、防犯、防火対策などの面で安全確保対策はかなり進んでいる一方、安心に資する取り組みは引き続き対応すべき課題があると認識している。

問 生活再建支援策は充実しているか。また、住みよい魅力ある町づくりはできているか。

答 (町長) 生活の再建に向けては、何より住宅の再建・確保が必要不可欠であり、これに対応すべく住宅再建相談窓口の運用を開始。業者の紹介依頼や補助制度、税の相談など、40件程度の相談を受け付けている。今後も一人一人に寄り添った相談体制の構築をしていく。

魅力ある町づくりについて、具体的には、コンパクトタウン

や竜田駅東側拠点整備に加え、買い物環境の確保、医療、介護、福祉の再生と充実、南工業団地の再生及び新産業の創出、さらに町の将来を担う子供の教育、保育環境勤業の充実等を予定している。

問 今時点で何件家屋解体されているか伺いたい。

答 (建設課長) 平成27年3月時点で120件が完了している。

問 申込件数すべての解体に要する期間は。

答 (建設課長) 現在、880件の申し込みがあり、27年度中の解体終了を目標としている。

問 解体事業はグループを組んで実施しているのか。

答 (建設課長) 前田JVにおいて、現在30班体制で実施しており、今後、増班し体制強化を図ると報告を受けている。

問 解体後、建て直すという町民の意向は。

答 (建設課長) 町のほうでまだ把握していないが、推計として200~300件程度建て直すものと予測している。

問 食品の安全について、非破壊式検査方法の導入について伺いたい。

答 (放射線対策課長) 機器は1台、県から貸与を受け、4月以降から公民館に設置している。台数は需要に応じ増やしていく考え。キャベツ程度のサイズであれば十分に検査できる。

問 この検査機器の最低検出値は。

答 (放射線対策課長) 基準の下限値としては、kg当たり25Bqを想定。

問 原発災害、防火・防犯対策等の計画について伺いたい。

答 (環境防災課長) 昨年5月に一般防災・原子力防災対策計画を全面改定し、県側の広域避難計画に合わせ暫定的な避難計画を作っている。また、この震災を教訓としたマニュアルづくりを進め住民も含めた訓練等に活かしていきたいと考えている。

問 住み良い魅力あるまちづくり実現のための双葉郡の他町村との広域的な連携について伺いたい。

答 (町長) 広域的な目線でどう捉えていくかということが、これから先問われる問題、これはそれぞれの首長と議論が必要。先を見て取り組んでいきたい。

問 解除に関し国と町の要件に相違があるように感じるが、町としてはどのように考えているか。

答 (町長) 国の解除の考えと町の要件、これが一致したとき解除・帰町という状況が一番の理想と考えている。仮に一致しない場合においても、我々町としてやるべき事は住めるような環境を整えていくということである。帰町に向けて一步一步前に進んでいきたい。



◆ 帰町に向けた取り組みの現状について

福島県内の除染廃棄物の処分については、多くの課題もあり、遅々として解決の糸口が見えないが、これらの現状について、以下について伺いたい。

問 10万ベクレル以下の最終処分地とされている富岡町の民間処分場は、現計画では楡葉町側に搬入経路があり、県内全域から運び込まれることに不安を持っている町民も多くいるが、今後、町ではどのように対処するのか伺いたい。

答 (町長) 施設は富岡町に所在するが、既存搬入経路は楡葉町となる。説明会においても不安の声が多くあったことは認識しており、さらにわかりやすい丁寧な説明が必要であると考えている。今後も国と県の協議の状況を注視しつつ、議会や住民の方々とご相談をしながら対応してまいりたい。

問 中間貯蔵施設が大熊、双葉に集約された状況において、この処分施設が富岡町に所在することもあり、町としてはやむを得

ないという認識なのか伺いたい。

答 (町長) 管理型処分場等々については、一義的には富岡町に所在しており、その辺の難しさがある。様々な場で議論していることは事実であるが、国から正式な話が来ているわけではない。県も今精査をしている段階であり、その状況を注視している。

問 国は様々な検討を行っても管理型処分場の中で安全に管理する方向を変えていない。地域振興の条件など町として、その先の交渉について伺いたい。

答 (町長) 一義的には富岡の状況を注視して行くとともに、実態的には搬入経路が楡葉町に所在するので、公害防止協定、安全性等々について国が主導し説明の中で理解を求めていくものと考えている。これに伴う地域への振興策については合意後のものと考えており、現在はまだ精査の段階であると認識している。

意見 地元に対して安心の領域や地域の今後の見通しも含めて、国から地域振興を引き出した中で町民との対話を重ね、この問題を解決していただきたい。

◆ 町村合併の必要性について

福島第一原子力発電所の放射能漏れ事故後、双葉郡からの人口流失が避けられない中、単独での復興計画や行政運営にはおのずと限界にきている。今こそ双葉郡内町村の合併を視野に入れ、双葉郡の存続を考えることが求められていると思われる。そこで以下について伺いたい。

問 町村合併について、町長はどのような認識を持っているのか伺いたい。

答 (町長) 双葉郡が一体となり、課題認識を共有し、ともに取り組んでいく必要があると考えており、今後、こうした積み重ねの中で町村合併に関する議論も想定されるが、まずはふるさと楡葉の原風景を取り戻し、帰町と町の復旧・復興に向けて全力で取り組むことが先決であると考えている。

今後、何時になるかわからないがその際にはしっかり取り組んでいきたい。

問 町の今後の財政見通しはどのようなものか伺いたい。

答 (総務課長) 今年度が集中復興期間の最終年であり、今後の財源確保についてはしっかりやっていくが、見通しについては厳しい。町としては、平成26年度～30年度まで楡葉町中期財政計画を策定し、復興計画に基づき、財源を確保しながら、復旧・復興や町民サービスをしっかり進めていく。

問 合併への町民の意向調査を行う考えはあるのか、また、職員や有識者を交えた合併に係る検討会等を発足させる考えがあるか伺いたい。

答 (町長) 合併に関する検討や動きを本町として、行う考えは現時点では持っていない。

今後合併の議論が進展した場合、他町村と歩調を合わせながら対応を検討していくことになると考えている。



◆帰町時期判断について

問 「帰町の判断は早ければ、27年の春以降になる」と発表し、その春がやってきた訳であるが、町は現在、次の3項目について、どのように考えているか示していただきたい。

- ①除染について
- ②飲料水について
- ③原発の安全性について

答 (町長)

- ①除染について、国による生活圏の面的除染は終了し、現在局所的なフォローアップ除染が行われている。楢葉町除染検証委員会での検証の結果、山間部を中心に、依然として比較的空間線量率の高い地域が残っているため、今後の継続的な除染や必要な防護対策の取り組みが必要であるとの評価を得ている状況。
- ②飲料水について、現在の双葉地方水道企業団の管理状況から、水道水の安全性は確認されている。しかし、水に不安を持つ住民が多いことも認識している。各家庭の水道水の検査するなどの多重な安全確

認の取り組みや浄水場の見学会等を引き続き進めながら、少しでも住民の水に対する不安の低減を図っていく。

③原発の安全性について、作業員の労災事故や汚染水の海洋への流出問題などが相次ぎ福島県廃炉安全監視協議会や福島県原子力発電所所在町協議会としても東京電力本社に抗議文を提出し、再発防止、速やかな情報公開について強く申し入れた。引き続き、町の監視委員会でも厳しく監視していく。

問 追加被ばく線量 1 mSvを達成するまで徹底した除染を国へ求めるべきであると思うが。

答 (放射線対策課長) 引き続き国に要望してまいりたい。

問 徹底した除染をして、初めて帰町の目安が立つと思うが。

答 (放射線対策課長) 放射線の影響について楢葉町除染検証委員会で、様々な検証をしている状況、その中で帰還に関し、各家庭の意思が最大限尊重されるべきという意見もいただいている。町としては帰町あるいは避難を継続するにしても、双方の支援等々、最大限努力をしていく考え。

問 内部被ばくで今後病気等が起きた場合、国の責任体制を求める考えはあるのか。

答 (放射線対策課長) 低線量被ばくに対する知見の整理までできていない。引き続き福島県と連携し、データ蓄積を重ねながら健康管理に努めてまいりたい。

問 飲料水について木戸ダム湖底の浚渫をしない限り、根本的な安心確保が得られない状況であるが。

答 (町長) 町としても言い続けてきているが、極めて難しい課題であることはいなめない。今後も申し入れを続けていくという姿勢は変わらない。

問 町政懇談会を通じて、町長が「帰町判断」に一番重要な事と思ったことは何か伺いたい。

答 (町長) 今回の懇談会を通じ、町民それぞれが様々な不安や要望を抱いておられ、それに一つ一つきめ細やかに対応し、帰町や生活再建に向けた環境を整備していくことこそが重要であるというふうに感じた。

問 帰町判断材料である「考慮要件」具体的内容24項目について進捗状況を伺いたい。

答 (町長) 各項目の取り組みはおおむね達成しているとの評価を行った上で昨年5月29日の帰町判断に至った。当然昨年の帰町判断時点に比べれば、取り組みはより一層進んでいるものと考えている。引き続き一つ一つ着実に進めていきたい。

意見 全部達成するという事は容易なことではないと思うが、一つ一つ検証するということが大事ではないかと思う。

100%に近いような達成率を目指してやってもらいたい。



◆帰町判断について

町は、早ければ27年春以降の帰町を目指すとして表明しているが、我々が安心して暮らすための「安全の確保」や「生活に必要な機能の回復」は、まだまだ完全には充足されていないと考える。このことから、以下について伺いたい。

問 除染の効果はどのようになっているか。

答 (町長) 国による生活圏の全面除染は終了し、現在局所的なフォローアップ除染が行われている。しかし、山間部を中心に依然として比較的空間線量率の高い地域が残っているため、今後の継続的な除染や必要な防護対策の取り組みが必要である。

問 国の解除条件の一つに空間線量が20mSv以下になることをあげているが、この数値は本当に安全なのか。

答 (放射線対策課長) 現在の政府の避難指示解除の基準ということで、20mSvを境に避難指示解除が可能だということ。

問 電離放射線障害防止規則の第3条に管理区域の定めがあるが。

答 (放射線対策課長) 当該規則

において、3カ月で1.3mSv、年間に換算すると5.2mSv、を超えるおそれのある場所については管理区域の明示をしなければならぬと定まっている。

問 管理区域については、妊婦の腹部表面に受ける線量は年間2mSvを超えてはならない。18歳未満の人に仕事をさせてはならない。6カ月毎に健康診断しその記録を30年間保管しなければならない等の制限があり、従事者は5年間で100mSvを超えず、かつ、1年間で50mSvを超えてはならない。年平均にすると20mSvという定めがある。また、私の所をモニタリングした結果、宅地平均0.34 μ Sv(3mSv)、畑は0.67 μ Sv(6mSv)、雑木林は0.9 μ Sv(約8mSv)であった。2月14日の航空機モニタリングでは町全体が0.5~1.0 μ Sv、年換算4.3~8.8mSvとなり、原発内の管理区域と同レベルになると思うが。

答 (放射線対策課長) 数値的な対比ということであれば、既存の法律の中で5.2mSvを超えるおそれがあるところは管理区域ということになる。

問 除染により20mSv以下になったので解除になれば、町民が管理区域と同じ線量の中で生活することになる。先日新聞投稿欄に避難解除基準の放射線量が年間20mSv以下というのは本当の基準なのか、原発で働く女性の被ばく線量基準よりずっと高く、なぜ住民にとって20mSvが安全であるかのように言えるのか疑問だとあった。20mSv以下とは原発従事者が1年間で被ばくする線量の基準、これを解除の基準とするこ

とはあまりにも町民の安全を無視した考え方だと思うが。

答 (放射線対策課長) 年間20mSvという考え方は、国が避難指示の解除の基準ということで定めており、その数字の持っている意味について答えるのは難しい。

問 解除するならば帰町に先立って次のことを国に要望し実現させるべき。町民一人ひとりの被ばく状況を調査し放射能管理手帳を発行。18歳未満の楢葉町内の居住禁止。妊婦の被ばく線量を2mSv以下に抑える等。

答 (放射線対策課長) 除染検証委員会の中で帰町若しくは避難を継続するかは、各家庭の事情が最優先されるべきという意見であり、それらも踏まえ慎重に判断していきたい。

問 飲料水の安全安心についてはダム湖底の放射性物質を取り除くことが根本的な解決であると思うが。

答 (放射線対策課長) 多重の安全対策を施しても、やはり不安な町民の方が多い。今後も浚渫を国に要望していく。

問 除染や飲料水、災害公営住宅等どれを見ても、安全確保や生活に必要な機能の回復は充足していないものと感じられる。その様な中での解除はあり得ないと思うが。

答 (復興推進課長) 町独自で取り組むもの、国の支援により取り組むもの、国にしっかり言うべきものなどを整理しながら、一歩ずつ進めていきたい。



◆帰町判断について

問 町長は、樫葉町の住民帰還時期の目標を早ければ2015年春以降と示されたが、今現在、帰町の判断をどのように考えているか。

答 (町長) 町政懇談会を開催し、様々なご意見やご要望については、大変重く受けとめている。帰町可能な環境にあるか否かの判断は、町民や議会の皆様の意見を伺い、状況を総合的に勘案し、慎重に対応していきたい。

問 帰町判断の考慮要件として24項目あるが進捗率はどのくらいか。

答 (町長) 現時点で考慮要件の進捗率など詳しい検証を実施しているわけではない。対応すべき課題にしっかりと取り組んでまいりたい。

問 町長は帰町の判断において諸条件が概ね整うことを前提にしているが、どの様に見える形で町民に示していくのか。

答 (復興推進課長) 単純に7割、8割とあらわせるものではない

と思っている。町民の方にわかりやすく示すのは内部で再度検証をしながら、示していきたい。

問 樫葉町においては全町避難であり、生活環境基盤や経済基盤すべてが崩壊した状況下での復旧・復興であり、住民の帰還は、より慎重な判断が必要ではないか。

答 (町長) 町としては、国に対し、一方的に進めるのではなく、復旧・復興の状況を十分に確認をし、慎重に判断するとともに、町民にもしっかりと説明し、理解を得るよう求めている。

問 町は国に対しどのような地域振興策を求めているか伺いたい。

答 (町長) 復興計画・土地利用計画には、生活再建のみならず、町の将来像が描かれており、現在国・県と連携を図りながら、交付金等を最大限活用し進めている。

27年度予算に関しては、本町始まって以来、200億円を超える予算規模となっている。今後より多くの町民に帰還いただき、町の復興が実現されるよう、引き続き組んでまいりたい。

◆防犯対策について

問 帰町の判断時において、充足されるべき要件として、防犯対策を掲げているが、具体的な内容を示していただきたい。

答 (町長) 樫葉特別警戒隊による24時間のパトロール、警察、

消防、前田・鴻池・大日本土木JVパトロール隊によるパトロールを実施して安全確保に努めている。今後は、町内の主要な交差点などへの防犯カメラの設置や防犯灯のLEDへの改修工事を実施する予定であり、さらなる町民の安全の確保に努めてまいりたい。

問 帰町アンケート等を見ると帰町する方は高齢の方が多いが、若者は少なく、コミュニティーも崩壊している状況において、また違った防犯体制も必要ではないか。

答 (環境防災課長) 町民が戻ることによって、ある程度監視の目もできることにつながっていくのではないかと考えている。

問 仮設宿泊施設7ヶ所、事務所7ヶ所、倉庫5ヶ所が既に建設されており、今後建設される予定の宿舎が3ヶ所あるとのことであるが、地域の住民は知らない内に建物が建設され不安を抱いている。建設に関し放置状態となっていて防犯上支障はないのか。企業との安全協定等を取り交わしているのか。

答 (町長・新産業創造室長) 設置に当たり、全て町に届け出るわけではないが、町で確認した時点で企業に対しては、行政区長初め近隣の住民の方に理解をいただいで進めるように指導をしている。また、夜間滞在に係る宿泊者の生活態度を規制するため、当該企業から誓約書を提出させている。



◆ 営農再開について

避難指示解除が想定された場合、営農再開は、町復興の原点である。そこで、営農再開に向けて、今後の町の取り組みについて伺う。

▽ 仮置き場の除染廃棄物撤去の後、農地の保安全管理と営農再開に向けどのような農地の復興工程を考えているのか。

問 除染廃棄物撤去完了までの期間はどのようになっているか伺いたい。

答 (町長) 着手時期は確定できていないのが現状。早期に廃棄物の処理を完了し、従前農地に復旧できるよう関係機関と連携しながら進めてまいりたい。

問 中間貯蔵について、最初に運び出すパイロット輸送の件はどうなっているのか伺いたい。

答 (放射線対策課長) 時期は未定だが、楢葉町内では、波倉、山田浜、下小埞、小堤の仮置場、乙次郎地区の5つの仮置場から合わせて1,000袋がパイロッ

ト輸送の対象になっている。

問 撤去完了から営農再開までの農業地回復の手段はどのようになっているのか伺いたい。

答 (町長・放射線対策課長) 撤去後、環境省による除染を行い、その際ゼオライト、ケイ酸カリウム、熔リン等の各種資材を散布し、農地の地力回復を行った後に農業者に戻す工程となっている。また、表土の剥ぎ取りなど農業者の意向を踏まえ復元していく。

問 仮置き場の土壌成分の変化はどのように検査していくのか伺いたい。

答 (町長) 仮置き場撤去時、環境省等と土壌の現状を把握しながら、必要に応じ土壌診断等を行い、営農再開時に支障ないよう対応してまいりたい。

問 営農再開の場合の稲作開始は、本当に可能か。

答 (町長) 3年間の水稻実証栽培の結果、水稻の作付は問題ないと考えている。

問 有識者を交えた営農再開に向けた、仮称「営農再開検討委員会」の立ち上げの準備も必要ではないか。

答 (町長) 現在、楢葉町地域農業再生協議会を組織しており、農業委員会、土地改良区、JAふたば、双葉地方農業共済組合、集荷業者等の各種団体の代表者等が構成メンバーとなっている。協議会の組織の改編も含

め検討していきたい。

問 将来を見据えた町自体の振興策を早々に示すべき時期にきているが、振興策の策定状況はどのようになっているのか。

答 (町長) 福島県と連携し、平成27年度に若者等が希望の持てる営農ビジョン案を作成・検討し、年度内には具現化に向けたアクションプランを作成する予定。その際には町独自の振興策の方向性等を示せるものと考えている。

問 カントリーエレベーター設置導入に向けた働きかけをすべきと考えるが。

答 (産業振興課長) 現在検討しているところ、27年度には着手したい。

問 機械利用組合等にグループ補助金等の支援による農業機械整備を行い、営農再開の後押しをすべきと考えるが。

答 (産業振興課長) 産業振興資金や補助事業等を活用しながら対応していきたい。

問 町内の11地点で、生産された野菜の出荷が可能と国が発表した。それがすべての町の畑に適用されるのか。

答 (町長) 安全性が確認できた、非結球性葉菜類、結球性葉菜類、アブラナ科花蕾類、カブについて出荷、摂取制限が解除され、この4品目は町内全ての畑で対応される。



◆帰還後の営農再開に向けた取り組み

問 各用排水路の整備状況は現在どのようになっているか、復旧等はもう終了したのか、また、今後の課題は。

答 (町長) 各用排水路等の復旧状況については、25年度に農業用施設13か所、26年度には農業用施設5か所、農地71haの災害査定を受け、25年度査定分は26年度中に完了、26年度査定分は既に発注済みだが、資材の調達、作業員不足等により、年度内工期が難しい状況となっている。

なお、平成27年度についても国の災害支援を受け、町内の用排水路の点検を行い、判明した新たな被災箇所について災害査定を受け、早期に復旧を行う。

問 水稻は町の基幹作物だが、今までの実証栽培の実績から作付けは可能なのか。

答 (町長) 平成27年度以降を営農再開時期と目標を定め、それに向け檜葉町農業復興組合を組織しながら農地保全管理を実施

してきた。現状は災害復旧、仮置き場の搬出等に遅れが生じており、現在の農業者の避難状況を勘案しつつ、諮問機関と議論を重ね、27年産米については作付けを自粛、当面は28年度産米の作付け開始を目指し検証をしたい。



水稻作付実証試験



全袋検査

問 農業による就労拡大のための施設園芸あるいは野菜工場、カントリーエレベーター等の設備の導入についてはどのように考えているか。

答 (町長) 現段階では本町の基幹作物である水稻に着目し、JAふたば等と連携しなら、カントリーエレベーター等の導入について議論を重ねている。町としては、今後の帰還状況を踏まえ施設導入には慎重な検証を加え、農業者の就労拡大に繋がるよう、各関係機関と共に連携していく。また、同時に施設園芸や野菜工場についても、その

可能性を検討していきたい。

問 木戸ダムの湖底の除染は飲料水だけではなく、用水の利用でも危惧されており、湖底の除染は実務者協議でどのような方向付けか、また、各ため池の除染の進捗状況はどうか。

答 (町長) 住民の飲料水に対する不安払拭のため、根本的には木戸ダム湖底に沈着した放射性物質の除去が必要であると思われるので、長期的な技術革新による抜本的な対策を引き続き国へ要望してゆく。

また、ダムの水は水田にも取り込まれるため、用水路の除染についても国へ要望し現在協議中であり、方向性を早く示せるよう進めていきたい。

さらにため池については、福島県が実施する農業水利施設等保全再生事業として、26年度に4カ所のため池を水質、底質の汚染状況を把握する目的から、基礎調査を実施しており、27年度は残り23カ所のため池について町が事業主体となり、基礎調査を実施してゆく予定であり、その結果を踏まえ汚染濃度分布を把握し、汚染度合いにより底質の固化、被覆、除去等の汚染拡散防止対策等を行っていく予定。



木戸ダム



◆平成27年の春以降、帰町判断をするにあたって

▽津波被災者の土地の取得等に関し、以下について伺いたい。

問 地権者の数と全体取得金額は。

答 (町長) 防災集団移転促進事業の全体地権者数は157名、全体取得金額は約9億3,000万円となっている。

問 平成27年1月までの進捗状況はどのようになっているか。

答 (町長) 平成27年1月末までの契約地権者数は56名、売買契約金額は約4億3,000万円、進捗率は地権者ベースで約36%、売買契約金額ベースでは約46%となっている。

問 今後町は、津波被害者の土地利用の考えはあるのか。

答 (町長) 防災集団移転促進事業で買収した土地利用はほぼ県で行う防潮堤と防潮林、県道改良用地となる。それ以外の用地も災害危険区域となっていることから、町としては、今後慎重に検討してまいりたい。

問 オリンピックに向け、宿泊設

備や室内練習場、天神岬までの県道に関して、お聞かせいただきたい。

答 (町長) 浜街道は、県が年次計画のもと随時進めてきている。Jヴィレッジの施設は実務者レベルで協議し、屋内競技場等の整備に向け実施段階に入っていると認識している。また、天神岬とJヴィレッジをつなぐことが非常に重要となってくると考えている。

▽竜田駅東口・北田コンパクトタウンの土地取得について伺いたい。

問 地権者の数と全体取得金額は。

答 (町長) 竜田駅東側整備事業の全体地権者数は28名、全体取得金額は約2億1,000万円。北田地区のコンパクトタウン整備事業の全体地権者数は50名、全体取得金額は約9億3,600万円となっている。

問 平成27年1月までの進捗状況はどのようになっているか。

答 (町長) 竜田駅東側は農地転用の手続き中、事前交渉でほぼ全員に用地買収の承諾を得ている。コンパクトタウンは、医療・福祉ゾーンの3名の共有地1件、売買契約金額は約2,000万円で、進捗率は地権者ベースで6%、売買契約金額ベースで約2%。

問 土地取得の終了見込みは。

答 (町長) 竜田駅東側に関し、農地転用許可後、速やかに契約を進めてまいりたいと考えてはいるものの抵当権等の解除や相続手続等に時間を要している状況。

問 櫛葉町復興計画に関し現状遅れていると思うが、今後どのような方向性で行くのか。

答 (復興推進課長) 現在、粛々と事業を進めている状況だが、情勢の変化に伴い土地利用の方向性も変化しているエリアもあり、その進捗を見つつ計画に修正をかけていきたい。

▽櫛葉中学校の今後の取り組みについて

問 町内中学校の4月から管理等は。

答 (教育長) 学校再開の有無にかかわらず、施設の管理は既存の他施設同様に必要であるため27年度において必要な予算の計上を行なっている。

問 グラウンド等の完成後の取り組みは。

答 (教育長) 学校再開時期が確定できない状況のもと、学校授業で生徒が使用する時期までは管理を行いつつ、各種団体での利活用も視野に入れ検討したい。

問 今後、学校再開に向けた取り組みがあれば、お聞かせいただきたい。

答 (教育長) 施設自体は平成28年4月からの利用が可能となることから、今後保護者との懇談会、有識者による学校再開検討委員会(仮称)での検討、生徒・保護者による中学校見学会の実施などの学校再開に向けた取り組みを進め、一人でも多くの生徒が新校舎で学ぶことができるよう努めてまいりたい。



◆ 帰町判断に関わる町の現状について

問 解体家屋の現状について、進捗状況を伺いたい。

答 (町長) 住民からの要望に応じ、環境省により約900件の解体が昨年10月より順次進められており、平成27度中に完了する予定。また、荒廃家屋についても、環境省による申請受け付けが始まり、半壊以上の家屋等に引き続き解体を進める予定。

問 リフォーム等に伴う廃棄物は産廃となり、不法投棄のような事例を生む可能性があるが、一般の業者は仮設焼却炉を活用できないのか。

答 (環境防災課長) 廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法などにより法律の縦割りが厳格な現状であるが、県の産廃協会、県産廃課、環境省も含め、進めてもらうように申し入れはしているところ。

問 防犯・防災対策の現状と帰町後の対応について伺いたい。

答 (町長) 現在檜葉特別警戒隊による24時間パトロールや警察、消防及び関係団体によるパトロールを実施、今後、主要交差点等への防犯カメラの設置や防犯灯のLEDへの改修工事を予定。また、防災手引きを作成し、全世帯に配布したほか地域防災計画の修正や広域避難計画の暫定版の策定を図りながら、防災計画に基づく各種マニュアルの整備を進めている。

問 交通量は常磐道が全面開通したが変わっていないように感じる。今後交通量増加に伴う交通事故等が増えるのではないのか。

答 (環境防災課長) 双葉警察署と連携をしながら、関係機関で協力して努めてまいりたい。

問 檜葉町消防団の位置づけは、どの様に考えているのか。

答 (環境防災課長) 今後どのような形で消防団を再構築していくか議論しているところであり、重要な課題であるためしっかり進めてまいりたい。

問 医療・介護・福祉の復興計画など、町の対応・対策について伺いたい。

答 (町長) 檜葉町子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、健康づくり推進計画・地域保健福祉計画等、各種制度改正に対応しながら、復興計画に基づき作業を進めている。

帰町後は、当該各種計画に基づいた施策を展開し、全ての町民が健康で生きがいを持ち、安

心して暮らせる地域社会の実現へ向け、必要な取り組みを進めていく。

問 檜葉町デイサービスセンター、リリー園等について、職員はどの程度戻るのか、また、利用者は。

答 (住民福祉課長) デイサービスセンターは28年度から使用できるように現在、進めているところ、職員については社会福祉協議会が運営となるため、今後詰めていきたい。

リリー園について、27年度中には復興作業が完了予定。また、利用者及び職員について、アンケート結果において、利用者では約20名程度が戻りたい、職員では24名程度が勤めたいという結果。人員の増員を図りながら再開していきたい。

◆ 津波被災者の救済について

問 津波被災者の救済措置は、どのようになっているのか伺いたい。

答 (町長) 防災集団移転促進事業に係る住宅移転費用補助金、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金、町独自に檜葉町東日本大震災における津波被災住宅再建支援事業補助金を創設し、住宅再建費を補助の対象として津波被災世帯の生活再建に努めている。平成27年度には、新たに津波被災家屋に居住していた世帯を対象に見舞金を給付したいと考えている。

工事請負契約の締結

一ツ屋団地災害公営住宅造成工事契約の締結のため。【全員賛成：可決】
＜契約金額 9,234万円・契約相手方 (株)五大＞

土地及び建物の取得

檜葉南工業団地内の敷地の一部を新たな企業用地として活用するにあたり、土地及び建物を取得するため。【全員賛成：可決】

- ▽所 在 檜葉町大字山田岡字仲丸1番7 ほか2筆
- ▽土地面積 25,179.93㎡
- ▽建 物 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建1棟 ほか2棟
- ▽取得価格 土 地：1億3,439万6千円
建 物：3億4,336万7,640円
- ▽契約相手 TOTOファインセラミックス(株)

2月臨時議会で議決された事項についてお知らせします

【会期 平成27年2月16日：1日間】

工事請負契約の締結

- ◆農林水産物処理加工施設災害復旧工事（1期工事）契約の締結のため。【全員賛成：可決】
＜契約金額 8,424万円・契約相手方 前田・五大特定建設工事共同企業体＞
- ◆木戸川鮭心化施設災害復旧工事契約の締結ため【全員賛成：可決】
＜契約金額 5,529万6千円・契約相手方 前田・五大特定建設工事共同企業体＞



《国からの回答》

◆要望事項・回答◆

要望：福島第一原子力発電所の迅速なる完全収束と抜本的な汚染水対策を講ずること。

回答：廃炉・汚染水対策について、2013年のミッションから大きく改善していると報告を受けている。政府としても事業者任せにせず、前面に立って取組み、適正な指導、指示を行っているところ。引き続き、安全確保を大前提に全力で取り組んでいく。

要望：木戸ダムは重要な水源であることから、帰町までにダム湖底の浚渫並びに森林除染の徹底を図ること。

回答：不安を感じていることは承知している。現在、木戸ダムや小山浄水場にてモニタリング強化・充実をはかっているところ。また、楡葉町除染検証委員会から木戸ダムは水源として安全は確保されているとの評価であった。今後も住民の方々の不安や懸念を取り除くため関係機関が連携し対応を進めていく。宅地周辺や生活圏近隣など既に除染済み以外の森林については、環境省・林野庁が連携し、研究・調査・実証等を実施し、その知見等を踏まえ方針を決定していきたい。

要望：安全な年間追加被ばく線量値を科学的根拠に基づき示し、追加被ばく線量を1mSv/年間が達成するよう徹底して追加除染を行うこと。

回答：年間追加被ばく線量1mSvは、除染のみではなく、総合的な放射線リスクの管理を行いながら長期的に目指すものであり、楡葉町除染検証委員会からは、町全体の空間線量率等の現状から帰還して居住することは可能な状況であると考えられるとの評価であった。今後、戸別訪問等により質問・要望等を聞き取り対応すべく「相談員制度」などについて楡葉町と協力し対応していく。

要望：帰町までに町内仮置場の除染廃棄物は安全かつ早期に移送を完了させること。

回答：平成27年1月28日にパイロット輸送計画を公表。2月25日に大熊・双葉両町から搬入を受入れていただき、3月13日から順次搬入を開始した。しかし、廃棄物すべてを短期間で搬出することは困難であるため仮置場の期間延長を地権者にご承諾いただいたところ。今後、楡葉町の仮置場からも早急に搬出開始できるよう全力で取り組んでいく。

要望：営農再開後の風評被害等による賠償及び支援対策を講ずること。

回答：営業損害として逸失利益の6年分を賠償しており、営農再開にあたり、整地費用等の追加賠償を行うこととしている。また、風評被害には、福島県の農林水産物のブランド力回復のための広報活動や消費拡大の各種事業に対する財政支援等、取組を行っているところ。

要望：農地を他の用途に変更する場合、農業振興地域における手続の緩和措置を講ずること。

回答：東日本大震災復興特別区域などにより、町が策定する復興計画の復興事業用地については農用地区域であっても農地転用が行なえるよう基準が緩和されている。また手続きについてもワンストップで処理することが可能となっている。

要望：福島第二原子力発電所の潜在的リスクを考慮し、国は東電に対し早急に廃炉決定に向けた行政指導を行うこと。

回答：福島第二原子力発電所は福島第一原子力発電所とは異なり、原子力災害対策措置法に基づき事業者へ必要な指示が出来る位置づけになっていないため、事業者が今後の状況等々を総合的に勘案しながら判断を行う。

要望：税の減免措置並びに医療費・高速道路の無料化等の支援の継続をすること。

回答：固定資産税等の減免及び医療費の無料化（医療保険の窓口負担・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の免除費用の国の財政支援）は当面継続予定。高速道路無料化は1年間延長。地方税の減収については震災復興交付税により措置等を行っている。また、復興集中期間後の平成28年度以降の復興事業並びに震災復興特別交付税のあり方について、それまでの進捗状況や全体の復興財源のなかで検討される。

要望：避難指示解除後の精神的賠償の「相当期間」は解除後、住宅修繕・新築等を考慮して最低限でも3年以上は継続すること。

回答：相当期間に関しては中間指針第四次追補において、避難指示解除の要件が満たされることを考慮し当面の目安として1年間と示されているが、特段の事情がある場合は柔軟に判断することが適当とされている。この考え方に基づき被害者の個別事情に寄り添った賠償が進められることが重要と考えている。

<p>要望：指定廃棄物の最終処分場については、地元住民の意見を聞き、慎重に対応すること。</p> <p>回答：環境省としては既存の管理型処分場の活用について、地元の懸念を充分踏まえつつ丁寧に対応し、出来るだけ早期に理解が得られるよう尽力してまいりたい。</p>	<p>要望：町の復興関連事業への支援充実と十分なる予算措置を講ずること。</p> <p>回答：国としては楡葉町が双葉郡の復興拠点となる様、積極的に支援を行ってきている。引き続き、福島再生加速交付金等の復興予算により、幅広く支援していく。</p>
--	--

《東京電力(株)からの回答》

◆要望事項・回答◆

<p>要望：福島第一原発の迅速なる完全収束と抜本的な汚染水対策を講ずること。</p> <p>回答：廃炉工程については、30～40年度の廃止措置終了を目標としており、中長期ロードマップを公表し進めているところ。現在は第二期に入っており順次作業を行っている。</p> <p>汚染水については、三つの基本方針「汚染源を取り除く」「汚染源に水を近づけない」「汚染水を漏らさない」に基づき重層的な対策を講じている。</p> <p>今後も廃炉・汚染水ともに国内外の英知を結集し、安全かつ着実に作業進めていく。</p>	<p>要望：営農再開後の風評被害等による賠償及び支援対策を講ずること。</p> <p>回答：現在、営農再開の有無に関わらず、期待所得として平成28年12月末分までの賠償を行っている。</p> <p>この賠償後、耕作した結果、実績売上高を超過費用が発生した場合、その超過分を耕作地等ごとに1回に限り請求できる。</p> <p>また、営農再開し風評被害を被った場合、その損害と期待所得の実損差額を請求できる。なお、平成29年1月以降の営農再開後の風評被害等に関し、具体的な請求方法等については、検討の上、示させていただきたい。</p> <p>支援策としては、土壌サンプリングや鳥獣除けの電気柵設置など試験栽培への協力、自社並びに関連会社等における社員食堂等での福島県産食材の使用や福島県産品の購入促進、安全性理解活動、観光促進などの支援を行っている。今後もしっかり取り組んでいく。</p>
<p>要望：避難指示解除後の精神的賠償の「相当期間」は解除後、住宅修繕・新築等を考慮して最低限でも3年以上は継続すること。</p> <p>回答：国における中間指針第四次追補において、相当期間については、1年間を当面の目安にするとされており、また、相当期間経過後発生した費用に関し、特段の事情がある場合は柔軟に判断することが適当と示されているため、この指針にのっとり判断していくこととなる。</p>	<p>要望：当町の復興関連事業への支援と地元雇用を含めた地域振興策を早急に講ずること。</p> <p>回答：復興事業の支援として、町内住宅の片づけ・清掃・除草・大型家財等の搬出や屋内モニタリング等を行っている。</p> <p>雇用・地域振興策として、最新鋭石炭火力発電所の建設プロジェクトを計画している。また、弊社の平成27年度採用について、福島県内出身者の採用を70名を目標に積極的に展開していく。加えてイノベーション・コースト構想研究会に参画し、廃炉を中心とした国際的な研究開発拠点やリサイクル事業の必要性など、浜通り地域の復興・再生に向けた提案や具体化に向けた議論に継続的に参画し、プロジェクト実現に向け取り組んでいる。</p> <p>今後も行政当局並びに国等と連携しながら最大限貢献してまいりたいと考えている。</p>
<p>要望：福島第二原子力発電所の潜在的リスクを考慮し、早急に廃炉決定を行うこと。</p> <p>回答：福島第二原子力発電所については、現在、安定的な冷温停止状態にあり、これに関わる維持設備等の復旧も完了していることから、原子炉の健全性は確保出来ていると評価している。</p> <p>今後の取扱いについては、国のエネルギー政策の状況や立地地域の意見を十分踏まえながら検討したいと考えており、現段階においては未定となっている。</p>	

全員協議会で、協議された事項についてお知らせします。

檜葉町波倉地区への仮設焼却施設の設置について
【説明：環境省】

〈開会日：平成27年1月28日〉

檜葉町において、仮置場の廃棄物処理が、帰町に向けた喫緊の課題となっているため、仮設焼却施設設置を計画。

▽候補地 檜葉町大字波倉地区

仮設焼却施設
【概要】

- ・檜葉町で発生する廃棄物の減容化処理
- ・1日200t程度処理できる施設を計画
- ・安全対策：放射線対策、排水対策、排ガス対策、保管対策など
- ・稼働期間：概ね2年5か月【家屋解体の状況に応じ要相談】
- ・処理残さ：最終処分場（県や関係町と協議中）及び中間貯蔵施設へ搬出
- ・運搬計画：時間：月～金（9：00～16：00）予定
方法：10tトラック1日当り約100台程度を想定。
経路：仮置場位置の関係を踏まえ検討し、改めて相談させていただきたい。

◆住民説明会の状況

平成27年1月17日に波倉地区（出席者26名）及び繁岡・上繁岡地区（出席者25名）の住民説明会を実施、翌18日には全地区（出席者96名）を対象として住民説明会を行った。説明会では施設の安全性や環境に与える影響、最終処分場及び中間貯蔵施設などについての意見等があった。



環境省において説明

◆今後の進め方

説明会に関しては、引き続き実施していくとともに、施設設置に向け、今後、地元住民・町・県・国等で構成する運営協議会を設置し、建設・運営・解体まで情報を共有しながら進めたいと考えている。

◆質疑概要

Q. 仮設焼却施設と最終処分場問題は切り離せないのでは。
A. 仮設焼却施設は檜葉町の廃棄物減容化を進めるためのもので、最終処分場問題とは切り離している。

Q. フクシマエコテックについて。
A. 国としては活用したい考えであるが、現在、県及び富岡町・檜葉町と協議中。
Q. 国はどこまで責任を持つのか。
A. どこまでという制限は設けていない。全てに関し責任を持って対処する。

メガソーラー事業について【説明：復興推進課】

《開会日：平成27年1月28日》

楡葉町復興計画における再生可能エネルギーの産業化に基づき、取り組みを進めている。
年々、再生可能エネルギーの買取価格が下落している状況を踏まえ、今年度中に事業認可を受けたい。

◆国の取り組み

福島復興のための再生可能エネルギー導入拡大に向けた支援や再生可能エネルギーの最大限導入に向けた福島に対する対応を進めている。

《主な取り組み》

- ・ 県内の東京電力の送変電設備の活用について事業者に要請。
- ・ 県内避難指示解除区域等における再生可能エネルギー発電事業に対する補助。
補助率：発電設備10分の1（県内に本社を有する中小企業等は5分の1）、蓄電池、送電線等3分の2。

◆事業計画（案）

《設置予定地域》

設置適地条件として、日照環境、造成費用のローコスト化、送電ロスが低い（電力会社との連携等）等を踏まえ選定。

楡葉町大字波倉字原地区（約14ha）、字才連地区（約2.3ha）、字汐ノ作地区（約1.9ha）、字細谷地区（約1.8ha）合計で約20haを予定。現在、地権者からの同意については、予定を超える21haの同意をいただいている。

用地は賃貸借を予定。

《仕組み》

特定目的会社（楡葉の太陽光発電事業だけを行う会社）を設立。

当該会社において、設計建設やその後の運用保守管理等について、関係企業と請負契約を締結し、事業を進めるが、当該会社の社員については、無報酬の役員1名程度とする計画であるため、実質的には出資額が最も多い企業が運営に携わることとなる予定。

- ・ 資本金：一般社団法人ならはみらい（楡葉町からの事業出損金）、一般企業、個人等からの出資。
[出資者には利益から配当が支払われる]
- ・ 収入：電力会社との契約に伴う売電収入。
- ・ 事業概要 出力：10MW、予定総事業費：約35億円（建設費込み）、事業期間：発電開始から20年間、目標：平成29年10月以降売電開始を計画。

◆地区へのメリット

売電事業による利益（年間約3,200万円程度を想定）の一部を町や波倉地区に対し還元することや地区の振興に資する事業等への活用を予定。

◆質疑概要

Q. 個人出資について。

A. 今後、事業内容等をよく精査し、出資規模等についても検討していく。

Q. 買取価格が変動するのでは。

A. 認可されれば20年間約束される価格となるため変動しない。

Q. 経年劣化に伴う発電効率の低下について。

A. そのことも踏まえ試算をしている。

Q. 波倉地区の復興組合との話し合いは。

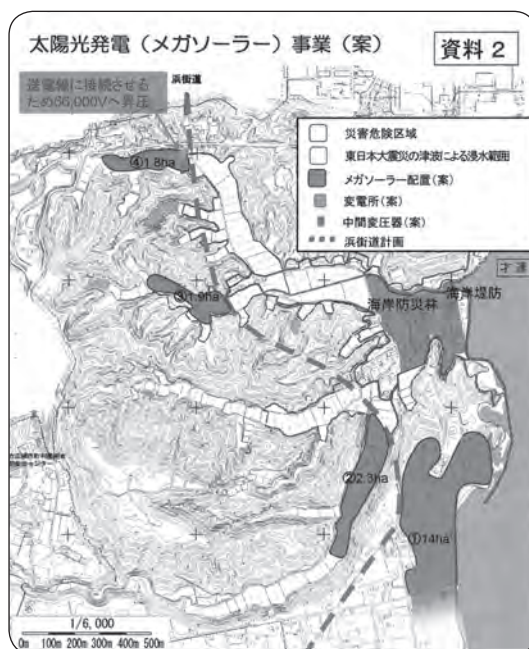
A. 復興組合の委員にも本計画に参加いただき計画を進めているところ。

Q. 地権者数は。

A. 地権者は38名。全てから同意をいただいている。

Q. 送電先はどこになるのか。

A. 東京に送電することとなる。



説明資料から抜粋

檜葉町の復興の現状と準備宿泊等に関する国の考え方 【説明：原子力災害現地対策本部】



原災本部による説明

《開会日：平成27年3月23日》

◆檜葉町の状況

平成26年3月に国直轄除染が終了し、現在、フォローアップ除染を実施している。町内宅地空間線量率の平均値は $0.30\mu\text{Sv/h}$ 、除染前と比べ59%低減。檜葉町除染検証委員会からは空間線量率等の現状を見た場合、帰還し居住可能な状況と考えられるとの評価を得ている。

生活への安心対策について、町営住宅や防災集団移転促進住宅公営住宅、復興住宅等の整備、水道水の更なる安心確保対策、交通環境の整備、仮設診療所の設置計画推進、防犯、学校施設の復旧、仮設商業施設の開設等々の復興に向けた取り組みが大幅に進捗するとともに、今

後の町再生に向けた取り組みとしての各種事業計画も着実に推進されている状況。

◆避難指示の解除について

避難指示解除は戻りたいと希望する住民の帰還を可能とするもので、以下の3点をふまえ、国が行う。

- ①空間線量率で推定された積算線量が年間 20mSv 以下。
- ②日常生活に必要なインフラや生活関連サービスが概ね復旧し、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること。
- ③県、市町村、住民との協議。

なお、解除したからといって帰還を強制するものではなく、帰還は個々の判断による。また、避難指示解除後も復興に向けた施策をしっかりと展開していく。

◆準備宿泊について

準備宿泊は避難指示解除後、帰還した際の生活を円滑に再開するための準備作業等を進めやすくするため特例的に宿泊を可能するもの（登録手続きが必要）。

4月早々から3ヶ月の準備宿泊を開始すべく、準備を進めている（その後、4月6日からの準備宿泊を公表）。

実施期間中、住民等との協議の機会を設け意見等を聴取し、それらを踏まえ期間が終了する時点で解除できる状況にあるか判断する。

なお、期間終了後に機械的に避難指示を解除するものではない。

◆質 疑

Q. 安全とされる線量の基準について。

A. 科学的、国際的知見において、問題はない基準として 20mSv と出している。

Q. 準備宿泊＝解除ではないということだが、日程ありきではないのか。

A. 準備宿泊の実態を踏まえ一つ一つやっていく。

Q. 解除目標時期を示すべきでは。

A. 帰還準備は概ね整っていると考えるが、住民がついてくるかは問題。住民の理解が進むことで帰還の話が進められると考える。

Q. 第1原発廃炉について、リスク、線量が高い、本当に安全性を保ちながら作業が進められるのか。

A. デブリ取出しに伴う再臨界リスクは低いが作業時に注意は必要（技術的に研究が必要）周辺に放出しないよう対策を行っていく。

Q. 仮設診療所の診療科目充実や病院の設置は（若者のみならず高齢者も不安で帰還しない）。

A. 実質的な診療状況を見ながら検討していく。病院については現段階考えていない。地域全体の状況に応じ考える。

総務環境常任委員会

◆災害公営住宅並びに家屋廃材仮置場、県営仮設診療所について

【調査日：平成27年1月26日】

帰還後の生活並びに町民が帰還を判断する上で重要であるため調査を行ないました。

《災害公営住宅》

災害公営住宅については、町内3カ所（下小埜字府ノ内地内8戸・山田岡字シウ神山地区14戸・北田字中満地区（第1期）14戸）計32戸（現段階）を建設予定。同敷地内に自ら住宅を建築する方へ住宅団地の整備を計画。この内、現在、下小埜のツ屋団地（仮称）の計画が進められています。

調査の結果、住民説明時には、誤解が生じないように、また、入居後のトラブル回避のため、家賃や間取り、5年経過後の住宅払下げ、分譲区画の要件などについて、よりわかり易い説明や資料の整備が必要であることが認められました。

また、家賃について、低所得者に対しては概ね手当がされていましたが、住宅ローンなどの債務等の多重負担に対する対策の必要性も感じられました。

震災による被害があった中満地区については、十分な地盤調査と対策を行うべきであると思料されました。

《家屋廃材仮置場》

◆施設概要

- ・場所 前原地区
- ・面積 約5.8ha
- ・対象 榎葉町内の建物解体に伴う廃棄物（約20,000 t）
- ・区画 A～Eまでの5区画、A区画（約2.3ha）については、現在搬入を進めている。
B区画（約0.6ha）・C（約0.1ha）・D区画（約1.8ha）・E区画（約0.2ha）については、平成26年度中に整備工事が完成。



環境省及び町担当課より説明

解体は申し込みが済んでいる737件について、平成27年度末までに完了する予定。なお、荒廃家屋等（半壊以上）の扱いについて、国と町で協議中。

調査の結果、家屋解体作業に進捗の遅れが感じられました。

このことから、対象となる世帯の生活再建設計及び不安軽減のため、各戸ごとに解体時期を通知するなどの対応の検討の必要性が感じられました。

また、解体に伴う線量の高い廃棄物の取扱いや避難に伴う荒廃家屋の解体などについて、解決すべき課題も改めて認められる結果となりました。

《県営仮設診療所》

◆建設予定地：榎葉町大字北田字中満地内、総面積4,859㎡

施設機能について、福島県としては、当面、常設の内科診療と週1回程度の非常設の整形外科を整備し、その後、実情に応じ拡張していく計画。緊急時や夜間体制については、広域消防並びにいわき市の医療機関等と協議を進めていきます。

また、放射線被ばくに対する健診相談体制及び保健福祉連携室は検討中。

町からは診療科目の増設や救急、訪問看護、保健指導等の整備について、提案を行っており引き続き提案していくとのことでした。

調査の結果、診療科目や施設が比較的小規模に計画がされていることが確認されました。

また、夜間や緊急時の対応など24時間にわたる関係機関との協力体制の調整や放射線に対する健診体制整備、車など移動手段がない方への支援など今後の検討事項や医師の確保や利用者数などの課題等についても認められました。

本件は、住民が帰還を判断する上で関心が高く、当該施設の充実が町形成においても大変重要となってくることを勘案すれば、常設が内科心療のみとなっている現計画については、その内容に不安が残る結果となりました。

経済福祉常任委員会

◆小中学校の教育の現状について



教職員等から説明

【調査日：平成27年2月13日】

学校再開に関する意識及び現在の仮設校舎における就学環境などについて調査を行いました。

学校再開に関し、学校側で行った意識調査の結果、町内校舎に通学するとの回答が全体の15%程度に留まる一方で、仮設校舎であれば通学したいという考えの方が多くいることや通学すると回答された方のなかにも町内の環境や就学の状況、通学支援など多くの不安を抱く意見があることが確認されました。

また、学校として、元気よく学校に来てほしいとの方針に基づく健康面や精神面の課題解決に向けた

取り組みが概ね成果を上げていることが認められる一方で、学力の低下に関する取り組みについて、その内容に特段問題は見受けられなかったが、成果が向上していない現状が認められたことから、避難という状況や少数学級による競争意識の低下などの環境的要因もあるのではないかと感じられました。

加えて、郡内他町村の児童の受け入れや広野町の中高一貫校との連携について、将来の学校運営に大きくかかわってくるため積極的な対応をすべきと思料されました。

以上のことを踏まえ、学校再開には、町内の生活環境等の整備など幅広い事業の進捗が深く関わってくるため、関係各部署との連携並びに計画等の整合を図り、学校再開並びに将来の学校運営に向け、具体的なロードマップ等を整備公表し、保護者等の意見や郡内の動向をよく見極めるとともに、児童生徒を第一として進めていくべきであるとの結論となりました。



仮設校舎における授業を視察

◆賠償に関する調査



東京電力(株)から説明

【調査日：平成27年2月20日】

継続的に調査を行なっている本件に関し、現段階における総合的な調査を行いました。

東京電力(株)及び町担当部局より、現在、実施済みの賠償（精神的損害・自主的避難等に係る損害・避難帰宅費用・一時立入費用・検査費用・生命身体的損害・就労不能損害・定型家財・宅地・建物・借地権・田畑・住宅確保・墓石（修理）・自主的除染など）並びにその実績や進捗状況等、今後予定されている賠償として、家財個別賠償や墓石等の移転に係る賠償の概要について説明を受けました。第四次追補において、移住にかかるものや住宅の修繕にかかるものなど、遅れていた避難者の生活再建に関する賠償について、一定の方向性が示されました。

調査の結果、賠償内容は充足しつつありますが、項目が多く複雑化していることが感じられ、請求者が全ての賠償項目を充分理解し請求されているか疑問が感じられました。

予定されている家財賠償について、楡葉町では家屋解体や粗大ごみ回収、自宅の片づけ等の作業が大きく進捗している状況にあり、確認資料の提出が困難となることが危惧されるため対応が必要であると考えられます。

また、財物や家財などの賠償額算定基準の説明が不十分なことや解除後の賠償に対する不安など、未だ多くの町民が賠償に関し不満を抱いている現状を踏まえ、住民側に立った賠償のあり方を再度検討すべきであると思料される結果となりました。

原子力発電所安全対策常任委員

◆原発の廃炉及び汚染水に関する調査

【調査日：平成27年2月10日・3月6日】

継続調査を行なっている、福島第一原子力発電所の1号機から4号機の廃止に伴う対策並びに同発電所において、発生している汚染水対策並びに第二原子力発電所の現在の状況及び前回の調査からの進捗などについて現地を視察し、また、相次いで発生している各発電所における労災死亡事故並びに汚染水海洋流出問題についてもあわせて調査を行いました。

労務死亡事故について、以前の発電所視察時より、明らかに多数の作業員が出入りしており、その多くが危険な環境のなかで作業に従事していることが感じられました。

このことから、短期間で急激に増加した作業員に安全に対する監視や教育指導等の対応が充分に行き届いていなかったことや新たな機器の導入が進む中、取扱いの安全性の確認や対策が間に合っていないことなどが、この度の事故の一因となったのではないかと感じられました。

また、今回の汚染水の海洋への流出問題については、震災以降、同様な事象が幾度となく発生し、その度に指摘されてきている問題であり、対応策についても実効性が伴わなくては、再び同様の問題が発生することが危惧されます。再発防止に向け、認識を新たにし、実効性、確実性のある対応が望まれる結果となりました。

福島第一原子力発電所廃炉措置について、4号機のみ比較的作業の進捗が見られましたが、1～3号機は依然として高線量の危険な状態が続いており、廃炉に向けた大きな進捗は見られませんでした。



第二原発内を視察



第一原発内の汚染水貯蔵タンク

また、汚染水に関しても、各対策の作業の状況は確認できましたが、未だ、汚染水が増加している現状を勘案し、抜本的な解決に向けた成果が求められるものと考えます。

第二原子力発電所について、現状として各施設ともに冷温停止状態が維持されていますが、保安規定第17条の2（電源機能等喪失時の体制整備）で規定している「資機材の配備」について、原子力規制庁において保安規定違反（監視）と判定されたことについては、不安を残す結果となりました。

以上のことから、本件については、引き続き、慎重に調査を継続していきます。

議会の活動等について【1月～3月】

日付	1 月
5	仕事始めの式（いわき、会津美里町出張所）
6	双葉地方広域市町村圏組合消防本部出初式（楡葉町）
8	年末年始知事懇談会（福島市）
	双葉地方町村議会議長・事務局長合同会議（福島市）
10	大俵引き（会津美里町）
11	平成27年楡葉町成人式（いわき市）
15	要望活動（東京都）
16	復興副大臣・議長会との意見交換会（福島市）
18	平成27年楡葉町消防団出初め式（楡葉町）
21	議会運営委員会（いわき市）
23	例月出納検査（いわき市）
	経済産業副大臣と楡葉町議会議員との意見交換会（いわき市）
26	災害公営住宅並びに家屋廃材仮置場、県営仮設診療所調査（いわき市）
28	第1回1月楡葉町議会臨時会（楡葉町）
	楡葉町議会全員協議会（楡葉町）
日付	2 月
1	新春交歓会（いわき市）
5	復興庁との打合せ（いわき市）
9	議会運営委員会（いわき市）
10	原発の廃炉及び汚染水に関する調査（楡葉町・富岡町・大熊町）
13	小中学校の教育の現状調査（いわき市）
16	双葉地方広域市町村圏組合保健衛生常任委員会（広野町）
	第2回2月楡葉町議会臨時会（いわき市）
17	双葉地方広域市町村圏組合消防厚生常任委員会（広野町）
18	双葉地方広域市町村圏組合議会総務常任委員会（広野町）

20	賠償に関する調査（いわき市）
23	双葉地方水道企業団定例会（楡葉町）
	経済産業副大臣と楡葉町議会議員との意見交換会
24	中間貯蔵施設に係る双葉8町村と県との協議（福島市）
25	福島県町村議会議長会定期総会（福島市）
	双葉地方町村議会議長・事務局長合同会議（福島市）
27	双葉地方広域市町村圏組合議会定例会（広野町）
日付	3 月
1	常磐自動車道（常磐富岡IC－浪江IC）開通式（浪江町）
3	議会運営委員会（いわき市）
4	復興庁との打合せ（いわき市）
5	合同委員会（いわき市）
6	東日本大震災及び原子力災害に関する特別委員会調査（いわき市）
9	復興庁との打合せ（いわき市）
10	第2回3月楡葉町議会定例会（いわき市）
11	各常任委員会（いわき市）
12	第2回3月楡葉町議会定例会（いわき市）
13	楡葉中学校卒業式（いわき市）
	第2回3月楡葉町議会定例会（いわき市）
18	例月出納検査（いわき市）
	あおぞらこども園卒園式（いわき市）
	衆議院議員吉野正芳を励ます会（東京都）
21	楡葉町復興祈願祭（楡葉町）
23	楡葉小学校卒業式（いわき市）
	全員協議会（いわき市）
31	辞令交付式（いわき市）

平成27年6月定例会は、6月中旬ごろ開催の予定です。

【開会日は、予定ですので変更となる場合があります。予めご了承ください。】

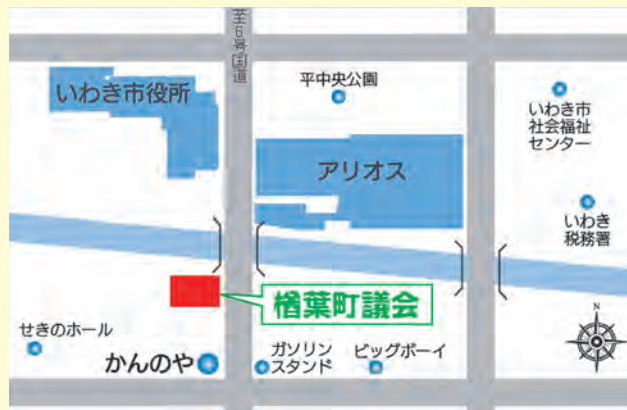
● 場 所

檜葉町いわき出張所 谷川瀬分室 2階 会議室
(いわき市平谷川瀬1丁目1-1)

《問い合わせ先》

檜葉町議会事務局
Tel : 0246-25-5561
Fax : 0246-25-5564

※議会を傍聴される際には、決まりを守り静粛に傍聴されるようお願いいたします。なお、席には限りがありますので、予めご了承ください。



◆ 傍聴の際守っていただくこと ◆

- ①携帯電話等は電源を切るか、音を発しないよう設定すること。又、通話、撮影、録音を行わないこと。
- ②傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- ③議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ④談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- ⑤飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥みだりに席を離れないこと。
- ⑦不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- ⑧その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

請願・陳情書を提出される方へ

請願・陳情書の記載内容や添付書類などに不備がある場合、受け付けが出来ないことがありますので、ご注意ください。

《留意事項》

- 一つの案件ごとに作成。
- 提出年月日、住所、氏名、電話番号を記載し押印。
- 請願者が多数の場合は、ほか〇〇名と付記し、別紙として、全員分の住所、氏名、押印がされている連名書または同意書等を添付。
- 請願には必ず、議員1名以上の署名押印が必要（陳情の場合必要なし）。
- 内容には、何をどの様に処理してほしいか等具体的に明記。
- 意見書や要望書等の提出を求める場合は、その案文を必ず添付。
- 提出は、次期定例会の凡そ10日前までに提出。
- その他、関係する書類等があれば添付。

<p>(表紙) 【請願書の様式例】</p> <p>※特に様式に決まりはありませんが、例文に記載された事項については明記の上、提出してください。</p> <p>〇〇〇〇〇〇に関する請願(陳情)書</p> <p>紹介議員 氏 名 印 (陳情の場合は、紹介議員は不要)</p>	<p>(本文)</p> <p>1 件名 〇〇〇に関する請願(陳情)書 (内容を端的に表す件名を書く)</p> <p>2 請願(陳情)の趣旨 (請願(陳情)の目的を簡潔に書く)</p> <p>3 内容 (請願(陳情)の内容やどのような対応をしてほしいかを具体的に書く。なお、意見書等の提出の場合は意見書案文を添付し、提出先等を明記。)</p> <p>上記のとおり請願(陳情)いたします。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>檜葉町議会議長 青木 基 様</p> <p>請願者 住所(県から記入) 印 氏名 電話番号</p>
---	---

◆お問い合わせ先

檜葉町議会事務局 ☎0246-25-2551